

令和2年2月6日

関係各位

山梨県森林組合連合会
代表理事会長 渡邊 雄司

木材共販市における不適正事案に係る理事会での採択事項
及び共販市再開について

当連合会が運営しております木材共販市において、令和元年11月6日に発生した不適正事案について、関係者の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。心よりお詫び申し上げます。

この度、令和2年1月27日に理事会を開催し、以下の事項について採択をいただきましたので御報告いたします。

記

1. 役員の見直し

代表理事会長・副会長・専務理事の3名から辞任の申し出があり、理事会において了承したところです。

なお、後任につきましては、年度内に選定することとなりました。また、専務理事の後任については、会員以外からの起用を含め、適切な人材を選任し、適正な業務執行を確保することといたしました。

2. 職員の処分

職員3名は停職又は減給1か月～3か月といたしました。

3. 改善策

本不適正事案を教訓とし、再発防止と信頼回復に向け、今後、当連合会は入札に参加しないこととした上で、以下の対策を実施することを、山梨県に報告いたしました。

(1) 法令遵守の徹底

コンプライアンス研修を半期毎に実施し、職員の法令遵守の徹底を図ります。

※全国森林組合連合会 監査部から講師を招き、2月上旬に研修会を開催します。

(2) ガバナンスの強化

常勤理事及び参事の開札作業への立ち会いや、監事による木材共販市の運営状況の不定期な調査を行うとともに、定例の職員会議を開催し、業務の執行状況の確認や注意事項等の伝達を行います。

(3) 木材共販市を適切に運用する仕組みづくり

関係規程を整備し、入札・開札の執行方法、役割分担等を文書化したマニュアルの作成を行うとともに、木材共販市に関わる法令の遵守を徹底します。